

大阪大学 小野原外国人教師宿舎 入居案内

大阪大学ハウジング課

2017年3月30日作成

◇宿舎入居に際して必ずお読み下さい。

目 次

◇はじめに：この入居案内は、大阪大学小野原外国人教師宿舎に入居される方のため

の案内を記載したものです。

《1》 宿舎の概要	2 ページ
(1) 設置の目的及び管理運営	2 ページ
(2) 施設の概要	2 ページ
《2》 入居資格、入居期間、入居手続等について	2 ページ
(1) 入居資格	2 ページ
(2) 入居期間	2 ページ
(3) 入居申請	3 ページ
(4) 入居許可	3 ページ
(5) 入居手続	3 ページ
《3》 新たな家族の同居及びその手続について	3 ページ
《4》 使用料等について	3 ページ
(1) 使用料（宿舎料・駐車場使用料・備付物品貸付料）	3 ページ
(2) 支払の方法及び期限	4 ページ
(3) 光熱水料等	4 ページ
(4) 共益費	4 ページ
《5》 入居者の遵守事項等について	5 ページ
(1) 本宿舎及び備付物品の使用上の注意事項	5 ページ
(2) 本宿舎の補修等	5 ページ
《6》 入居者の留意事項について	6 ページ
(1) 長期の不在	6 ページ
(2) 自動車の保管場所（駐車場）	6 ページ
(3) 鍵の保管	6 ページ
(4) ごみ等の処理	6 ページ
(5) 火気の取り扱い	6 ページ
(6) 防火設備	7 ページ
(7) 非常の場合の通報	7 ページ
《7》 入居許可の取消について	7 ページ
《8》 宿舎の退去明け渡し及びその手続について	7 ページ
(1) 退去明け渡し	7 ページ
(2) 退去明け渡しの手続	8 ページ
《9》 退去明け渡し猶予及びその手続について	8 ページ
別紙1 備付物品	9 ページ
別紙2 入居者負担により行う宿舎の軽微な修繕の範囲	10 ページ

《1》 宿舎の概要

(1) 設置の目的及び管理運営

大阪大学小野原外国人教師宿舎（以下「本宿舎」という。）は、大阪大学において語学教育に従事する外国人教員の住居の用に供する目的のために設置されたもので、大阪大学が管理運営しています。

(2) 施設の概要

棟名称	戸数	所在地	建物		
			構造	専用面積	建築年
1棟	8戸	〒562-0031 大阪府箕面市小野原東5丁目25番11号	鉄筋 コンクリート 4階建て	84.60 m ²	1984年
2棟	8戸	〒562-0031 大阪府箕面市小野原東5丁目25番13号		68.14 m ²	1987年
3棟	8戸	〒562-0031 大阪府箕面市小野原東5丁目25番19号		68.14 m ²	1984年
4棟	8戸	〒562-0031 大阪府箕面市小野原東5丁目25番21号		82.77 m ²	1993年
計	32戸				

本宿舎には、生活のための調度品として、基本的な家具・家庭用電化製品（以下「備付物品」という。）を別紙1（9ページ）のとおり設置しています。

《2》入居資格、入居期間、入居手続等について

(1) 入居資格

大阪大学において語学教育に従事する外国人の教授、准教授、講師、助教、外国人特任教員（常勤）、外国人教師、外国人招へい教員と、主としてその収入により生計を維持する者（家族）に限ります。語学以外の教育・研究に従事している上記の身分の方は入居できません。

(2) 入居期間

本宿舎に入居できる期間は、雇用契約期間内とします。ただし特別の理由がある場合で、総長の許可を得た場合は、この限りではありません。

- 2 -

(3) 入居申請

①本宿舎に入居を希望する者は、【外国人教師宿舎（貸与・振替）希望申請書〔様式1〕】を、その者が語学教育に従事する所属部局等の長を経由してハウジング課に提出して下さい。

②入居を希望する者が家族を同居させようとする時は、【外国人教師宿舎（貸与・振替）希望申請書〔様式1〕】を同様に提出して下さい。

(4) 入居許可

入居申請に基づいて総長が本宿舎への入居を許可した時は、入居期間を指定して、ハウジング課より、【外国人教師宿舎入居許可通知書〔様式2〕】により本人に通知します。(同時に所属部局の事務部へも写しを送付します。)なお、不許可の場合においても同様に通知します。

(5) 入居手続

入居は、入居許可から10日以内に完了して下さい。期間内に入居を完了しないときは、入居許可が取り消されることもありますので注意して下さい。

《3》新たな家族の同居及びその手続について

入居者が新たに家族を同居させることを希望する時は、【外国人教師宿舎家族同居届〔様式3〕】をハウジング課に提出して下さい。

《4》使用料等について

(1) 使用料(宿舎料・駐車場使用料・備付物品貸付料)

- ・宿舎料＝本宿舎の家賃
- ・駐車場使用料＝駐車場の使用許可を受けた場合に必要
- ・備付物品貸付料＝本宿舎内に設置してある家具・家庭用電化製品の使用料

①月の途中において入居する場合には、入居の日からその月の末日までの期間、月の途中において退去する場合には、退去する月の初日から退去の日までの期間に応じて、日割計算によって算出した額とします。本宿舎を退去しようとする場合は退去予定日の30日前までに【外国人教師宿舎退去届〔様式5〕】をハウジング課に提出して下さい。もし提出がないままで月の途中に退去する場合には、退去する日の翌日から月末までの使用料を支払っていただきます。(日割り計算はいたしません。)

②日割計算の計算方法：入居期間(使用期間)日数をその月の日数で割った値に1か月分の金額を掛けて算出。

－ 3 －

③支払済の使用料は、次の場合を除いて返還いたしません。

- ・災害その他やむを得ない事情により本宿舎、駐車場又は備付物品が使用出来なくなったとき。
- ・大阪大学の都合により本宿舎への入居許可を取り消したとき。

④規程の改正等により使用料に変更がある場合は、事前に通知します。

(2) 支払の方法及び期限

毎月分の使用料は、給与から控除を行います。なんらかの理由(休職期間中、退職後、他機関からの給与支給等)により給与控除ができない場合は、ハウジング課

の発行する請求書によって、請求書に記載されている期日までに入居者自らが銀行振込をして下さい。この場合の振込手数料は入居者負担でお願いします。

(3) 光熱水料等

本宿舎で使用する電気、ガス、水道、電話、その他の使用料（以下「光熱水料等」という。）は、各入居者が電力会社等と直接契約し、入居者個人でお支払下さい。

(4) 共益費

①共通部分の光熱水料等は共益費として月額2,500円を、使用料と同様に給与控除又は請求書による銀行振込の方法でお支払していただきます。

②月の途中において入居する場合及び月の途中において退去する場合には、当該月の入居日数が月全体の半分未満の場合は共益費を免除、半分以上の場合は月額2,500円を徴収します。本宿舎を退去しようとする日の30日前までに【外国人教師宿舎退去届〔様式5〕】を提出せずに、月の途中で退去する場合には、当該月の入居日数が月全体の半分未満であっても共益費の免除はいたしません。

③共益費の主な支出内訳

- ・ 共通部分の光熱水料（関西電力・大阪ガス・箕面市上下水道局）
- ・ 共通部分の家電、衛生用品等消耗品の購入
- ・ ゴミ置き場・集会所・建物回りの清掃費（業者に委託）
- ・ 上記以外で入居者の自己負担とはならない、共通部分の環境維持に必要と思われること（構築物・敷地に関することは除く）

《5》入居者の遵守事項等について

本宿舎で生活するにあたって、入居者及び同居家族は、本宿舎内の秩序を維持するように努めるとともに、施設及び備付物品の保全に十分留意して、この入居案内に定められている事項等を遵守して下さい。

(1) 本宿舎及び備付物品の使用上の注意事項

- ①本宿舎及び備付物品は、その目的や用途に応じ、常に良好な状態を保って、居住又は使用して下さい。日常的に行う掃除や手入れは、居住者自身で行って下さい。
- ②本宿舎は生活の本拠として使用することを許可するものですから、次のような行為は禁止します。

- ・連絡場所や単なる研究室として使用すること。
 - ・営利行為を営み、またその場所に提供すること。
 - ・第三者に又貸しをすること。
 - ・許可を受けていない家族その他の者を同居させること。
 - ・その他、居住場所の使用方法としてふさわしくないこと。
- ③本宿舎に設置してある備付物品は、入居者が責任をもって管理し、丁寧に取り扱い、損傷しないように注意して使用して下さい。
- ④もし入居者又は家族が、本宿舎の施設及び備付物品を損傷又は滅失した時は、所属部局等の長を経由してハウジング課に届け出て下さい。入居者及び同居家族が上記③の注意を怠って本宿舎の施設及び備付物品を損傷又は滅失した時は、その損害を賠償し、又は原状に回復する義務があります。ただし、その損害が故意や重大な過失によらない火災等によって生じたものであるときは、この限りではありません。
- ⑤本宿舎では、犬、猫等の動物を飼うことはできません。ただし、小鳥、小魚等の類は差し支えありません。

(2) 本宿舎の補修等

- ①建物本体や電気・ガス・給排水設備等の建物附属設備の補修・取替は、別紙2(10ページ)に掲げる軽微なものを除き、大阪大学が必要と認めた場合に行いますので、入居者は大阪大学に無断で原状を変更するような工事はしないで下さい。(模様替え、改造は不可です。)
- ②別紙2に掲げる軽微なものは、入居者の負担で行って下さい。施工業者の選定や依頼、代金の支払も入居者が自ら行って下さい。(入居者による故意又は重大な過失により、別紙2の設備等に損傷を与えた場合は、入居者負担により原状回復していただくこととなりますので、ご留意下さい。)

《6》入居者の留意事項について

(1) 長期の不在

旅行その他の理由で長期間(30日間以上)留守にする場合は、【外国人教師宿舎長期不在届】をハウジング課へ提出して下さい。

(2) 自動車の保管場所(駐車場)

自動車の保管場所の貸与を希望する者は、【外国人教師宿舎(自動車の保管場所)貸与申請書】をハウジング課へ提出して下さい。承認手続き後、【外国人教師宿舎(自動車の保管場所)貸与許可書】を交付しますので、許可書に記載された宿舎の敷地内の指示する場所に自動車を置いて下さい。保管場所に空きがない場合は、空きがでるまで順番を待っていただきます。

(3) 鍵の保管

本宿舎の鍵は、入居期間中は、入居者が責任をもって保管し使用して下さい。入居時にお渡しする3本の鍵以外の予備の鍵は作成していません。万一鍵を紛失した場合には、鍵と一緒にシリンダー錠の取り換えも行っていただきます。これに必要な経費は入居者に負担していただくこととなりますので、ご留意下さい。

(4) ごみ等の処理

ごみの分別、回収については箕面市のホームページに案内がありますので、それに従って下さい。

①一般ごみ（箕面市が無料で回収してくれます）

本宿舎敷地内のごみ集積場に、箕面市が指定している分別区分ごとに、ごみをまとめて箕面市指定のごみ袋に入れて出して下さい。ごみの分別がされていなかったり、箕面市指定のごみ袋以外に入れて出されているごみは回収してくれませんのでご注意下さい。

②粗大ごみ（箕面市が有料で回収してくれます）

入居者自身で宿舎所在地である箕面市の清掃局に依頼して回収してもらって下さい。有料ですので費用は入居者自身で負担して下さい。

(5) 火気の取り扱い

火災を起こさないように、火気の取り扱いや火元に十分注意して下さい。居室の火元責任者は入居者です。

－ 6 －

(6) 防火設備

①本宿舎各棟には、玄関前のパイプスペース（P S）に消火器を備えてありますので、設置場所や取り扱い方法を熟知しておいて下さい。

②ベランダ床面に避難はしごが設置してありますので、玄関から避難できないときはこれを使って避難して下さい。設置場所や取り扱い方法を熟知しておいて下さい。

(7) 非常の場合の通報

火災、盗難その他の非常事態が発生した時は、直ちに避難や二次災害の回避措置を取ると共に、消防署（電話番号＝119）・警察署（電話番号＝110）への通報及び所属部局等の受入教員・事務部に連絡し、指示を仰いで下さい。

《7》入居許可の取消について

(1) 次の各号に該当する場合は、入居の許可が取り消されることがありますので、十分注意して下さい。

- ①入居を許可された者が、【外国人教師宿舍入居許可通知書〔様式2〕】に記載された期間内に入居しないとき。
- ②入居者が指定された期限内に使用料の支払をしないうとき。
- ③入居者、又は家族がこの入居案内に定める遵守事項に違反して、本宿舍の管理運営に重大な支障を与えたとき、又は与える恐れがあるとき。
- ④入居者、又は家族が損害賠償等の義務を負う場合において、指定された期限内にその義務を履行しないとき。

(2) 入居の許可を取り消したときは、【外国人教師宿舍入居許可取消通知書】にその理由を付して、所属部局等の長を経由して本人に通知します。

《8》 宿舍の退去明け渡し及びその手続について

(1) 退去明け渡し

入居者は、次の各号に該当する場合には、遅滞なく退去明け渡しをしなければなりません。

- ①入居の許可期間が満了したとき。
- ②入居の資格を失ったとき。
- ③入居の許可が取り消されたとき。又、入居者が退去明け渡し又は死亡したときは、その家族は遅滞なく宿舍の退去明け渡しをしなければなりません。
- ④大阪大学の事業運営の必要に基づき、先順位入居者が生じたため明け渡し請求されたとき。

－ 7 －

- ⑤大阪大学において当該宿舍につき宿舍の廃止をする必要が生じたため、その明け渡しを請求されたとき。

(2) 退去明け渡しの手続

退去明け渡しをしようとするときは、【外国人教師宿舍退去届】を所属部局等の長を経由して、退去明け渡しをしようとする日の30日前までにハウジング課に提出して下さい。退去明け渡しの際には、ハウジング課又は所属部局等の事務部等の職員が行う宿舍及び備付物品の点検を受けたうえで、居室の鍵をハウジング課に引き渡して下さい。

《9》 退去明け渡し猶予及びその手続について

- (1) 入居者が、《7》の(1)②から④及び《8》の(1)①から⑤によって退去明け渡しをしなければならない場合でも、帰国又は転居の手続に時間を要する等の相当の事由があるときは、退去明け渡し事由発生の日から、6月の範囲内に限って退去明け渡しの猶予を許可されることがあります。

- (2) 退去明け渡しの猶予を希望する者は、【外国人教師宿舍退去猶予申請書】を、

入居許可終了日までに所属部局等の長を経由してハウジング課に提出して下さい。

- (3) 【外国人教師宿舎退去猶予申請書】に基づいて総長が退去明け渡しの猶予を許可したときには、所属部局等の長を経由して、【外国人教師宿舎退去猶予許可通知書】により本人に通知します。

別紙1 備付物品

品名	数量
応接イス	2脚
応接ソファー	1脚
応接テーブル	1台
回転イス	1～2脚
ガスファンヒーター	1～2台
空調機	2～3台
下駄箱	1台
鉄製書庫	1～2台
収納タンス(4棟のみ)	4台
食卓イス	2～4脚
食卓テーブル	1台
食器棚	1台
シングルベッド	1～4台
寝室スタンド	1～2台
寝室テーブル	1～2台
洗濯機	1台

掃除機	1台
卓上スタンド灯	1～2台
テレビ	1台
テレビ台	1台
引出机	1～2台
冷蔵庫	1台

※各戸にある備付物品は多少異なります。

- ・テレビのアンテナ線は、屋上に設置してあるアンテナから各戸の居間へ、共聴のアンテナ線が引いてあります。(地上波デジタル放送のみです。)
- ・衛星デジタル放送(BS、CS)をご覧になりたい方は、ご自分でベランダに衛星放送受信用アンテナを設置し、NHK(日本放送協会)や有料放送事業者(ケーブルテレビを含む)と入居者個人で受信契約をして下さい。

別紙2 入居者負担により行う宿舍の軽微な修繕の範囲

※入居者による故意又は重大な過失により、下記の設備等に損傷を与えた場合は、入居者負担により原状回復していただくことになりますので、ご留意下さい。

下記は例示 その1

専用部分	
区分	補修・取替等の内容
玄関	①扉・ドアクローザー・床板の補修及び調整
	②内壁(天井を含む)の塗装及び補修
	③錠・チャイム(呼び鈴)・下駄箱の戸・蝶番・戸車・取手・引手・棚板・マグネットキャッチ・ローラーキャッチ・傘立・室名札・帽子掛・郵便受・レバーストッパー・カーテンレールの補修及び取替
台所・食堂	①流し台・ガス台・吊戸棚・水切棚・床板の補修
	②内壁(天井を含む)の塗装及び補修
	③水道蛇口・流し台の椀トラップの椀・排水目皿・ガス栓・ハンガーボード・換気扇の開閉装置及び鎖等・カーテンレール・棚板の補修及び取替
浴室・洗面所	①給湯器・浴槽・洗面器及びSPTラップ・化粧箱・化粧鏡・換気筒・洗濯機防水パン・換気扇・レンジフード・床板の補修
	②内壁(天井を含む)の塗装及び補修

	③洗面器・浴槽・給湯器等の付属品(栓及び鎖・スノコ・排水トラップの 腕・排水目皿・シャワーヘッド・ガス栓・循環パイプ・水道蛇口・タオル 掛・カーテンレール等)の補修及び取替
居室の建具	①フラッシュ戸(開き戸)・ガラス戸・床板の補修
	②内壁(天井を含む)塗装及び補修
	③壁紙(クロス貼を含む)の貼替、引手・戸車・その他建具付属器具の 取替及び調整、ガラスの入替、パテの詰替、カーテンレール・ガス栓の 取替
便所	①便器・手洗器及びSPTラップの補修
	②内壁(天井を含む)塗装及び補修
	③フラッシュバルブ・ロータンク・ハイタンクの部品・トイレトーパーホ ルダー・タオル掛・戸扉の蝶番・鍵・温水洗浄便座「ウォシュレット」・便 蓋及び蝶番・水栓類・鎖の取替及び調整

- 1 0 -

下記は例示 その2

専用部分	
区分	補修・取替等の内容
電気設備	①各種スイッチ・プレート・コンセント・グローブ・ソケット・コード吊り金具・ 支持金具の補修調整及び取替
	②電球(蛍光灯を含む。)の取替
その他	①物干・囲障・ベランダの間仕切板の補修
	②棚板・水道管の保温巻・各種器具類の点検及び取替
	③上記に例示したものの他、上記に類似する軽微な補修及び部品等の 取替

(注)凍結破損による水道管漏水の補修、凍結破損による給湯器の修理・取替、その他、入居者の不注意・管理不十分による損傷等については軽微なものでも、入居者負担で原状回復をしていただくこととなりますのでご注意ください。

※不明な点はハウジング課へお問い合わせください。

